

令和7年2月吉日

お客さま各位

淡陽信用組合

## 個人番号の利用目的の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合は、個人番号および個人番号をその内容に含む特定個人情報等の利用目的を以下のとおり変更（追加および削除）することをご連絡いたします。変更点は下線部をご覧ください。

なお、変更後の利用目的による利用は、令和7年4月以降に順次開始いたします。

### 記

#### 【個人番号の利用目的】

(1) 役職員等(当組合の役職員ならびにその配偶者および扶養家族をいいます。以下同じです。)に係る事務

- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ② 健康保険・厚生年金保険届出事務
- ③ 雇用保険届出事務
- ④ 国民年金の第3号被保険者の届出事務
- ⑤ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務

(2) 顧客等(当組合の個人の顧客および組合員をいいます。以下同じです。)に係る事務

- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務

(削除) ④ 金地金取引に関する法定調書作成・提供事務

(削除) ⑤ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務

- ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑤ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- ⑥ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含みます。)  
・社会保障における資力調査等に関する事務
- ⑦ 預貯金口座付番に関する事務

(追加) ⑧ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務

(追加) ⑨ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務

(追加) ⑩ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務

(3) 役職員等および顧客等以外の個人に係る事務

- ① 報酬・料金等の支払調書作成事務
- ② 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ③ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

以上